

「疲労測定機器（VM500）」貸出要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、神奈川県政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室長（以下、「室長」という。）が管理している「疲労測定機器（VM500）」（以下「機器」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

（機器）

第2条 貸出しの対象となる機器は、次表のとおりとする。

種別	数量
疲労測定器（VM500）iOS用	50
疲労測定器（VM500）Android用	30

（申請）

第3条 借受けを希望する者は、「疲労測定機器（VM500）」借受申請書（第1号様式）を室長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請は、貸出しの3ヶ月前から受け付けるものとする。

（貸出しの承認）

第4条 前条の規定による申請があった場合、室長はその使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合、機器の貸出しを承認することができる。

- (1) 貸出先の組織における職員・従業員等の健康づくりに活用するとき
- (2) 貸出先が主催するイベント等において健康づくり・未病改善の普及啓発に活用するとき
- (3) その他、室長が適切と認めたとき。

2 貸出対象は、原則として、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 神奈川県の機関
- (2) 神奈川県内市町村
- (3) 神奈川県内に事業所を有する企業及び団体

3 第1項の承認にあたり、室長は条件を付することができる。

（貸出承認書の交付）

第5条 前条の承認をするときは、室長は「疲労測定機器（VM500）」貸出承認書（第2号様式）を、借受希望者に交付する。

（使用貸借契約の締結）

第6条 前条の交付を受けた後、借受希望者は神奈川県と使用貸借契約を締結する。

（貸出等）

第7条 機器の引渡しは、原則として、ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室内で行う。

2 機器の返却は、原則として、ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室内で行う。その際、ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室の点検を受けなければならない。

3 貸出しは無料とする。ただし、電池については借受けを希望するものが用意するものとする。

4 貸出期間は、原則として、6か月以内とする。

(遵守事項等)

第8条 貸出しを受けた者は、機器を第三者に転貸してはならない。

- 2 貸出しを受けた者が、機器を破損又は紛失したときは、速やかに「疲労測定機器 (VM500)」破損 (紛失) 届 (第3号様式) を室長に提出し、その指示に従わなければならない。
- 3 貸出しを受けた者が、故意又は過失により、機器を破損したとき又は紛失したときは、現物に相当する物をもって弁償又は修理し、若しくは損害を賠償しなければならない。
- 4 貸出しを受けた者は、貸出しを受けた機器の使用により、第三者に損害を生じさせた場合、その責めを負うものとする。

(承認内容の変更)

第9条 第4条の承認を受けた者が、承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ「疲労測定機器 (VM500)」貸出承認内容変更申請書 (第4号様式) を室長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、第4条の規定を準用する。
- 3 変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。
- 4 承認内容の変更に伴い、締結した使用貸借契約の内容に変更がある場合は、速やかに変更契約を締結しなければならない。

(承認の取消し)

第10条 第4条又は前条の承認後であっても、機器が、この要綱又は承認内容に反して使用されるおそれがあるとき、その他室長が不相当と認めたときは、室長は当該承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、「疲労測定機器 (VM500)」貸出承認取消通知書 (第5号様式) をもって行う。
- 3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、速やかに機器をヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室に返却しなければならない。
- 4 神奈川県は第1項による取消しにより、当該承認を取り消された者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(協力事項)

第11条 貸出しを受けた者は、神奈川県が運営するアプリ「マイME-BYOカルテ」について、自らの職員や従業員への広報・普及活動に協力すること。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、機器の貸出しの取扱いについて必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月17日から施行する。